

キラッとかんら安心のまち

広報かんら

4

KANRA TOWN
2021/No.745



春本番！彩り始める桜並木(小幡)

content.

- | | | | |
|----|---------------------------|----|------------------------|
| 2 | 新型コロナウイルス感染症関連情報 | 14 | 固定資産税評価替えのお知らせ |
| 4 | 令和3年度予算を公表 | 16 | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定 |
| 9 | 役場・にこにこ甘楽ダイヤルイン(直通電話)のご案内 | 21 | 町のわだい 思い出を胸に旅立つ 甘楽中卒業式 |
| 10 | 若者・移住・定住支援策 | 26 | おしらせ版 |

高齢者（昭和32年4月1日以前に生まれた人）の皆さんへ

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

新型コロナウイルスワクチン接種を65歳以上の人から開始します。
このワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発症や重症化を予防し、感染の拡大を防ぐ効果があります。

※対象者には、4月中旬に町から接種券（クーポン券）を郵送します。

※詳しくは、接種券に同封する案内チラシをご確認ください。



今回接種券を送付する対象者	令和4年3月31日時点で65歳以上の人 (昭和32年4月1日以前に生まれた人) ※64歳以下の方は、国の指示に従い順次郵送します。
接種開始	【完全予約制】 5月10日(月)から ※ワクチンの供給状況により開始が遅くなる場合があります。
接種予約・接種に関する相談	4月20日(火)から コロナワクチン接種相談・予約センター ☎ 0120-500-662 月～金曜日、午前9時～午後5時 (祝日を除く) ●通話料無料・携帯電話からでもご利用いただけます 〔 ●耳や言葉の不自由な方はFAXをご利用ください〕 FAX 0274-74-7720
接種費用	無料
接種回数	2回 ※2回目の接種は、1回目を受けた3週間後になります。
接種場所	●個別接種希望の人(富岡市甘楽郡医師会協力医療機関) ●集団接種希望の人(甘楽町文化会館) ※「協力医療機関名」や「集団接種日」は郵送される案内チラシをご確認ください。

■ 問い合わせ 健康課保健係(にこにこ甘案内)

☎ 67-7655(代表) / 67-5159(直通) FAX 67-7066

(平日 午前8時30分～午後5時15分・水曜日は午後7時15分まで)

E-mail : hoken@town.kanra.lg.jp

ワクチン接種Q&A

Q 必ずワクチン接種を受けないといけないですか？

A 皆さんに受けていただくようお願いしていますが、強制ではありません。
接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

Q ワクチンを受けられないのはどのような人ですか？

A ・明らかに発熱している人
・重い急性疾患にかかっている人
・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏性の既往歴のある人
・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人
※治療中の病気や既往歴、接種に関して不安がある人は、事前にかかりつけ医に相談してください。

Q 新型コロナワクチンは副反応が起こりますか？

A 注射部位の痛み、頭痛、発熱、疲労・倦怠感といった副反応が起こることがありますが、数日以内に治るものが大半です。治療を要したり、障害が残るほど重篤な副反応は、きわめて稀ではあるものの、ゼロではありません。

●副反応など医学的・専門的な相談
ぐんまコロナワクチンダイヤル
☎0570-783-910
(24時間・無休／看護師対応／19カ国語)

●厚生労働省コロナワクチンコールセンター
☎0120-761-770
(午前9時～午後9時・無休)

※詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。



休日診療所の診療休止

富岡甘楽新型コロナ発熱外来の実施中は、休日診療所が休止になります。

- 発熱以外の休日診療は、公立富岡総合病院で受け持ちます。ただし、「時間外選定療養費 3,300円(税込み)」がかかります。
- 小児科の受診は、「小児科休日救急診療」の当番病院での受診となります。(下記参照)

小児科休日救急診療

公立富岡総合病院の診療日		
4月4日	4月18日	5月2日

診療場所 公立富岡総合病院 救急室
(富岡市富岡2073-1)

診療時間 午前9時～正午

※上記以外の休日の当番病院は公立富岡総合病院
☎63-2111へお問い合わせください。

診療体制が変更になります 発熱外来の受診

富岡市甘楽郡医師会で開設している発熱外来の診療体制が変更になります。発熱や風邪症状がある人は、発熱外来を受診してください。

小学生未満の受診は、小児科や小児科休日救急診療の当番病院へご相談ください。

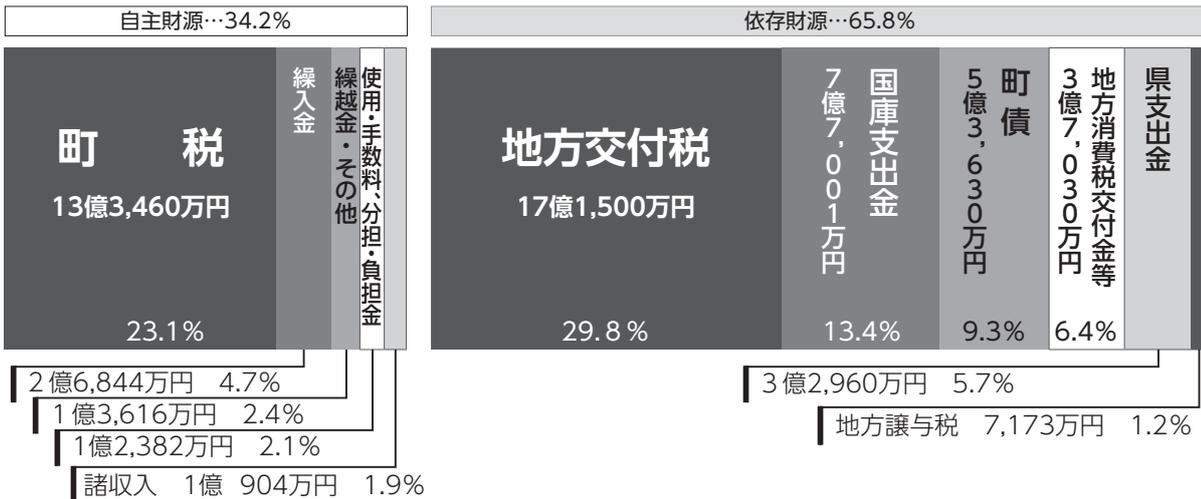
実施日時

月・水・金曜日 午後1時30分～3時30分
日曜日・祝日 午前9時～正午

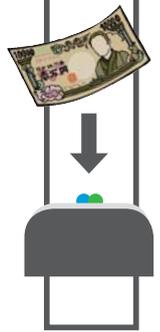
受診方法 完全紹介制

- ① まず、かかりつけ医または近くの医療機関に必ず電話で相談する。
- ② 医師による電話診療を受ける。
- ③ 医師が判断し、医療機関が発熱外来の紹介・予約をする。
- ④ 医療機関から案内された受診日時に「富岡甘楽新型コロナ発熱外来」を受診する。

※近くの医療機関・発熱外来の診療時間外の緊急時は、公立富岡総合病院救急外来(☎63-2111)にご相談ください。



一般会計 収入(歳入)



■歳入の特徴

町税については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、法人・個人町民税、固定資産税の大幅な減額を見込みました。

また、町税とらんで歳入の根幹である地方交付税は増額を見込み、認定こども園建設や(仮称)甘楽P AスマートIC整備に伴う国からの補助金などの増額を見込みました。

地方交付税

地方自治体間の財源の均衡化や財源保障をするため、国から地方へ移転される一般財源です。

町税の主な内訳

町民税(個人)	4億7,490万円
町民税(法人)	4,973万円
固定資産税	6億9,940万円
軽自動車税	5,030万円
たばこ税	5,802万円

57億6,500万円 の予算

今年度整備が完了する防災行政無線デジタル化整備工事
(右写真は天引本村再送信子局)



(仮称)甘楽P AスマートIC整備事業
道路新設改良工事(天引)

一般会計

支出
(歳出)



民生費 14億 336万円 24.4%	教育費 9億 6,609万円 16.8%	土木費 7億 5,083万円 13.0%	総務費 7億 1,112万円 12.3%	消防費 4億 7,697万円 8.3%	衛生費 4億 6,162万円 8.0%	公債費 4億 1,898万円 7.3%	農林水産業費
----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---------------

3億5,790万円 6.2%

商工費 1億1,184万円 1.9% 議会費 7,626万円 1.3%

労働費・予備費・災害復旧費 3,003万円 0.5%

■歳出の特徴

主な歳出は、定住支援策、子育て支援施策費、防災行政無線デジタル化整備、企業支援策として企業誘致促進事業補助金などです。

公債費

これまでのまちづくりのために借りた町債(借入金)の元金と利子の返済金です。

返済額と残高 (単位:万円)

年度	返済金額	借入金残高	
元	4億 673	50億8,633	元年度は決算額
2	3億8,325	51億5,098	2年度は決算見込み額
3	3億9,608	52億9,121	3年度は当初予算額

令和3年度予算 コロナ対策とともに

第5次 総合計画の集大成

10年計画の集大成となる甘楽町第5次総合計画「KANRAプラン・輝き」に基づく施策を中心とした、令和3年度当初予算が3月議会定例会で可決されました。

一般会計当初予算額は、新型コロナウイルス感染症対策事業費、認定こども園開園に向けた費用などを盛り込み、総額57億6,500万円で、前年比9.5%増の予算規模となりました。

令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症対策と並行し、町民が安心して生活できるまちづくりを目指して予算編成を進めました。これからも町民目線の予算編成を進めていきます。



予算の詳細については…

予算書は役場ロビーで閲覧できます。町ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

■企画課財政係
☎74-3134



A 新型コロナウイルスワクチン接種事業 令和3年度に予定されている主な事業



供給されたワクチンを的確に配分するための体制づくりを構築し、町民が安全かつ安心してワクチン接種ができるように取り組みます。

B 観光イベント事業



大規模イベントが制限されているなか、コロナ禍において新しい生活様式を考慮した各種イベントを実施します。

C 認定こども園開設事業



多様化する保育・幼児教育のニーズに対して必要なサービスの充実を図るため、民設民営方式による認定こども園の建設を実施します。

事業名	予算額
A 新型コロナウイルスワクチン接種事業 新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、全町民へワクチン接種を実施➡2ページ参照	4,522万円
保健事業 各種がん検診委託料や健康ダイヤル24、若年健診など町民が健康で暮らせる施策を実施	2,365万円
母子保健事業 妊娠から子育て期まで一連でサポートを行う「子育て世代包括支援センター」費用など	1,539万円
にこにこ甘楽施設改修事業 町有施設等個別施設計画に基づき、受変電設備などの更新整備を実施(新規)	3,617万円
防災行政無線デジタル化整備事業 地域防災の情報拠点となる現行システムをデジタル化へ移行する整備を実施	1億8,628万円
(仮称)甘楽PAスマートIC整備事業 開通に向けた道路新設改良工事費、施工管理費、事務費など	2億5,573万円
都市再生整備計画事業(福島小川地区) 旧甘楽一中跡地の公園整備、歩道整備などを実施(新規)	6,000万円
住宅リフォーム補助金事業 新型コロナウイルス感染症対策として実施した「住宅リフォーム補助金」を要件を変更して継続実施➡10ページ参照	500万円
B 観光イベント事業 新しい生活様式における新たなイベントを実施	354万円
C 認定こども園開設事業 現在3園ある幼稚園を統合し、認定こども園を建設(継続)	3億1,891万円
D GIGAスクール事業 児童・生徒用タブレットPCを整備し、授業の充実に取り組む(継続)	2,918万円
空き家対策事業 空き家をリフォームして居住する場合に費用の一部を補助(新規)➡10ページ参照	100万円
E 上信電鉄新屋駅移転整備事業 県道金井高崎線の拡幅に伴い、上州新屋駅の移転整備を実施	3,910万円

特別会計

(単位・万円)

会計名	予算額	前年度比
国民健康保険事業	14億5,540	△1億1,440
介護保険事業	13億5,370	2,100
農業集落排水事業	1億4,170	190
公共下水道事業	5億5,390	△500
後期高齢者医療	1億5,540	680
合計	36億6,010	△8,970

特別会計を運営するために、一般会計から繰り出している金額は、合計で8億991万円となっています。

国民健康保険事業特別会計では、国保世帯の負担軽減を図るため、昨年に引き続いて税率の引き下げを行います。

■ 改正後

区分	令和3年度	前年との差
医療給付費分	所得割	7.0% 変更なし
	均等割額	25,200円 変更なし
	平等割額	20,000円 △6,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.4% 変更なし
	均等割額	8,000円 変更なし
	平等割額	7,400円 変更なし
介護納付金分 (40歳以上 65歳未満)	所得割	1.8% 変更なし
	均等割額	8,400円 変更なし
	平等割額	5,200円 変更なし

D GIGAスクール事業



国のGIGAスクール構想のもと、児童・生徒一人ひとりがタブレットPCを活用することで、個に応じた教育の実現を図り、授業の充実に取り組みます。

E 上信電鉄新屋駅移転整備事業



町の東玄関である上信電鉄上州新屋駅の駅舎とホームを北側に移転し、利用者の利便性向上を図ります。

水道事業会計

(単位・万円)

区分	予算額	前年度比
収益的収入	2億5,850	△410
収益的支出	2億4,170	140
資本的収入	4億6,895	1億5,530
資本的支出	6億8,411	1億7,237

【主な事業】

- ・白倉浄水場改修工事(継続) 4億8,664万円
- ・上水道台帳デジタル化事業(新規) 2,860万円
- ・水道管布設工事 4,540万円
- ・甘楽の天然水商品化プロジェクト(新規) 370万円

町PRや防災備蓄などを目的として、雄川堰の原水を使用したミネラルウォーターを産官学民連携により製造・販売します。



白倉浄水場改修工事



既存施設の機能を維持・強化するため、大規模な改修を行い、耐震化・長寿命化・機能強化を図ります。

令和3年度富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合予算

▼一般会計予算

●歳入 (単位：千円、%)

科目	予算額	構成比
分担金・負担金	1,579,675	96.7
使用料・手数料	37,082	2.3
県支出金	409	0.0
繰入金	2,168	0.1
繰越金	5,700	0.4
諸収入	8,058	0.5
合計	1,633,092	100.0

町の負担金は268,599千円です

●歳出 (単位：千円、%)

科目	予算額	構成比
議会費	818	0.1
総務費	55,058	3.4
衛生費	112,312	6.9
消防費	1,213,325	74.3
教育費	113,215	6.9
公債費	128,364	7.8
予備費	10,000	0.6
合計	1,633,092	100.0

▼衛生管理センター事業特別会計予算

●歳入 (単位：千円、%)

科目	予算額	構成比
分担金・負担金	106,014	64.7
使用料・手数料	9,000	5.5
国庫支出金	1	0.0
財産収入	784	0.5
繰入金	40,000	24.4
繰越金	2,000	1.2
諸収入	6,011	3.7
合計	163,810	100.0

町の負担金は13,127千円です

※特別会計予算は、富岡市と甘楽町で負担しています。

●歳出 (単位：千円、%)

科目	予算額	構成比
衛生費	158,810	96.9
予備費	5,000	3.1
合計	163,810	100.0

■富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合

組合を組織しているのは富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町です。事務所は、富岡市富岡2486番地7(事務局総務課)と富岡市田篠1297番地1(環境施設課)です。

■業務内容(共同処理)

消防組織法と消防法で定める市町村の消防事務、看護師養成所(富岡看護専門学校)の設置と管理事務、救急医療対策事業に関する事務、富岡市と甘楽町のし尿処理施設管理事業と水質検査事業などです。

お知らせ

4月1日から**消防本部の名称が変更**になります

これまでは「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合消防本部」が正式名称でしたが、地域住民、関係機関にわかりやすい「富岡甘楽広域消防本部」に名称が変わります。

■問い合わせ 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合

事務局総務課 ☎62-5261
 環境施設課 ☎64-1241
 消防本部総務課 ☎62-4326



信号機撤去後、停止線が引かれ、標識が設置された交差点

**白倉の信号機撤去
交通安全に
気をつけましょう**

■総務課庶務係 ☎74-3131

国道254号線の大天狗がある交差点(白倉地区)の信号機が3月9日、撤去されました。

この交差点は、信号機の必要性が低下したとの警察の判断により、一時停止の表示を設置して安全を確保することとなりました。

自動車などは道路標識に従って走行し、歩行者は左右をよく確認して横断歩道を渡り、交通事故のないよう注意してください。



役場・にここ甘楽 **ダイヤルイン** のご案内

甘楽町役場・にここ甘楽では、4月1日から**ダイヤルイン(直通電話)**を導入します。これにより各係へ直接電話をかけることができ、待ち時間が短縮されます。担当課がわからないときや閉庁時には、代表番号へご連絡ください。

甘楽町役場 ☎ 74-3131 (代表) FAX 74-5813 (代表)

課	係	市外局番 0274 + 直通電話番号	主な担当業務
総務課	庶務係	74-3131	人事、給与、消防、防災、防犯、交通安全、儀式
	行政係	74-3132	行政改革、情報公開、地方分権、選挙、広報、文書
企画課	企画調整係	74-3133	まちづくり計画、国際交流、ホストタウン、空き家、デマンドタクシー
	財政係	74-3134	予算決算、入札契約、ふるさと納税、寄付
	情報政策係	74-3135	電算処理、情報化施策
住民課	住民税係	64-8312	個人住民税、法人住民税、国保税、軽自動車税
	税務係	64-8313	固定資産税、町税等納税相談および滞納処分
	住民係	64-8314	窓口、戸籍、住民基本台帳、年金、人権、パスポート申請交付、マイナンバー交付
	環境係	64-8315	ごみ、環境、公害、犬
産業課	農林係	64-8319	農林業振興、鳥獣対策、農業委員会、緑化対策、農特産物普及、農業共済
	商工観光係	64-8320	商工業振興、観光振興、統計調査、都市農村交流
	消費生活センター	74-3306	消費者行政
建設課	建設係	64-8321	道路橋梁建設・維持、土地改良、農林道整備、農業構造改善
	都市計画係	64-8322	都市計画、公園管理、開発指導、町営住宅、道路・用地管理、公共物の使用許可、土地開発公社
会計課	会計係	74-3137	収入支出管理、決算、物品管理
水道課	業務係	64-8316	上下水道料金、下水道の負担金、水道の開閉栓
	上水道係	64-8317	上水道および簡易水道整備、小水道指導、漏水修理
	下水道係	64-8318	公共下水道および農業集落排水整備、浄化槽補助金申請
議会事務局		74-3022	議会、監査事務
学校教育課	学校教育係	64-8323	教育委員会、町立小・中学校・幼稚園管理運営、児童・生徒・園児の就学、教育行政相談窓口
社会教育課	社会教育係	64-8325	生涯学習、社会教育、放課後子ども教室、青少年育成、社会体育、体育協会、体育施設予約貸出
	公民館		公民館予約貸出、文化協会、公民館教室
	文化財保護係	64-8324	指定文化財の保存・管理、楽山園管理運営、埋蔵文化財包蔵地確認

にここ甘楽 ☎ 67-7655 (代表) FAX 67-7066 (代表)

課	係	市外局番 0274 + 直通電話番号	主な担当業務
健康課	保健係	67-5159	健診、予防接種、子育て世代包括支援センター
	福祉係	67-5162	児童福祉、障害福祉、高齢者福祉、生活保護
	国保係	67-5172	国民健康保険、福祉医療、後期高齢者医療
	介護保険係	67-5182	介護保険、介護予防、地域包括支援センター
子育て支援センター		67-5190	子育て支援センター「にここキッズかんら」

申請手続きや必要書類など、詳しくは町ホームページでご確認またはお問い合わせください。

新規



甘楽町住宅リフォーム促進事業補助金

■ 建設課都市計画係 ☎64-8322

生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、町内の業者を活用して自宅をリフォームした場合に、その費用の一部を補助します。



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者の要件 ・町内に築5年以上の住宅を所有し、そこに居住している人 ・上記住所で住民基本台帳に登録されている人 ・過去に、甘楽町住環境改善助成事業の交付を受けていない人 	対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の要件を全て満たすこと ・内装、浴室、トイレ、外壁の塗装などの生活環境向上を目的とするリフォーム工事であること ・町内の業者(法人は本店(本社)が町内にある業者)に発注する工事であること ・補助対象の工事費用が10万円(税込み)以上であること ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと ・令和4年2月28日(月)までにリフォーム工事の完了報告ができること
	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請者および同居している共有者(住宅の共有名義の所有者)の要件 ・町税等を滞納していないこと ・暴力団員等でないこと 		<ul style="list-style-type: none"> ● 補助金額 <補助率> 補助対象の工事費用の20%以内 ※中学生以下の子どもがいる場合は、補助対象の工事費用の30%以内(1,000円未満切り捨て) <限度額> 20万円
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金対象者が所有し居住する築5年以上の住宅 		
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)		

拡充



甘楽町奨学金返還支援助成金(かんら未来人財応援事業)

■ 企画課企画調整係 ☎74-3133

若者の定住促進と町内企業の活性化を図るため、町内に定住または町内企業に勤務する人の奨学金返還を支援します。今年度から対象者を拡充し、奨学金を返還中の人も対象になります。



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・大学など(大学、短大、専修、大学院)を卒業し、日本学生支援機構から貸与された奨学金を返還している人 ・町内に住所を有し、または町内企業に勤務する人 ・4月1日現在で30歳未満の人 <p>※公務員を除きます。</p>
助成金額	<p>年度内に返還した奨学金の2分の1以内で上限額は次のとおりです。最長5年間支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町内に住所を有し、かつ、町内企業に勤務する人 12万円 ②町内に住所を有し、町外企業に勤務する人 10万円 ③町外に住所を有し、町内企業で勤務する人 2万円
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～令和3年9月30日(木)

新規



甘楽町空き家リフォーム補助金

■ 企画課企画調整係 ☎74-3133

町内の空き家を有効活用し移住定住を促進するため、空き家を取得してリフォームした場合に、その費用の一部を補助します。



対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の空き家を取得して、その空き家へ転居または転入を予定している人
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月1日時点で、1年以上居住していない住宅
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム経費が20万円以上かかる工事
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム経費の2分の1で50万円を上限
申請受付期間	令和3年6月1日(火)～令和3年8月31日(火)



令和3年度 若者・移住・定住支援策

拡充



甘楽町まちづくり定住応援金

■ 住民課税務係 ☎64-8313

定住化による活力あるまちづくりを推進するため、町内において新しく家を建てたり購入した場合、または建て直した場合に応援金を交付します。



交付要件	<ul style="list-style-type: none"> 甘楽町に居住していること 延床面積が50㎡以上の専用住宅を建築または取得した場合 居住部分が50㎡以上の併用住宅を建築または取得した場合 ※公共事業等の補償などにより住宅を建築または取得した場合および相続、贈与、そのほか対価を伴わずに住宅を取得した場合は対象外です。 ※増改築は対象外です。 町税等を滞納していないこと 暴力団員等でないこと 	交付金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 応援金の額…7万円 ● 加算額…①～④各3万円 次の条件に該当した場合は、応援金に加えて、加算金を交付します。
	申請受付期間		<ul style="list-style-type: none"> ① 転入加算 住宅を取得した日の1年前から申請日までの間に甘楽町に転入した場合 ※直近転入日から1年を超え町外に居住していたことが条件です。 ② 子ども加算 取得した住宅に居住する世帯員の中に中学生以下の子どもがいる場合 ※住宅を取得した年の1月1日時点で判定します。 ③ 土地購入加算 住宅を取得した日の2年前から住宅を取得した日までに住宅の敷地である土地を100㎡以上購入した場合 ④ 町内業者加算 住宅の建築を町内業者が行った場合、または町内業者から住宅を取得した場合
	令和3年4月1日(木)～ (住宅を取得した日から1年以内の申請が必要です)		

拡充



甘楽町若年者ふるさと就職支援事業補助金

■ 産業課商工観光係 ☎64-8320

若者の雇用拡大と定住促進を図るため、新卒者(卒業後3年以内・外国人を含む)を雇用した事業主と本人に補助金を交付します。



対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用者の要件 前年10月から本年9月30日までに採用された人 6カ月以上継続して町内に住所を有している人 6カ月以上継続して町内事業所で就業した人 事業主と3親等以内の親族関係にない人 町税等を滞納していない人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業主の要件 対象者を6カ月以上町内の事業所で雇用している事業主 雇用保険の適用事業主(見込みも含む) 町税等を滞納していない事業主 清算手続き中、破産手続き中、再生手続き中や暴力団関係者ではない事業主 	
	補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人 本人…10万円 ● 事業主 大学など(大学、短大、専修、大学院)の新卒者…1人当たり25万円 高校の新卒者…1人当たり10万円 	
申請受付期間	令和3年4月1日(木)～		

公共下水道供用開始区域が、

(下水道の使用できる区域)

4月1日から13.61ヘクタール広がりました

公共下水道供用開始区域

- ◇大字福島の一部 8.72ヘクタール
- ◇大字白倉の一部 4.73ヘクタール
- ◇大字天引の一部 0.16ヘクタール



指定工事店は町内33社、町外79社が登録しています。見積り合わせなどで比較して選定しましょう。

「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」以外の業者が工事を行うことは規則により禁じられています。

※「指定工事店」とは、工事が適正に行われるよう町が指定し指導を行っている業者です。

工事は排水設備指定工事店で

排水設備工事を行うときは、必ず「指定工事店」へお申し込みください。「指定工事店」以外の業者が工事を行うことは規則により禁じられています。

下水道法に定められています。

下水道への接続工事を

公共下水道が完成し、処理区域になると、くみ取り式トイレの場合3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することができるようになります。

供用開始区域を告示

公共下水道が使用できる区域が新たに追加されました。区域内の家庭では、排水設備を設置することにより、トイレや台所などの汚水を直接公共下水道に流すことができますようになります。

住みよい快適な環境づくりのために

水道課業務係 ☎(64) 8316・下水道係 ☎(64) 8318

拡充

浄化槽設置補助金

転換に伴う排水設備の工事を対象とした補助制度を追加し、最大30万円加算できるようになりました。

対象区域	次の区域を除く町内全域 ・公共下水道事業計画区域 ・農業集落排水事業整備区域	
対象者	・専用住宅などを新築・増築し、新しく合併処理浄化槽を設置する人 ・専用住宅等のくみ取り槽または単独浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する人	
補助金額	・設置や転換方法、合併処理浄化槽の人槽区分により補助金額は異なります。	
	(例) 単独処理浄化槽(5人槽)から合併処理浄化槽(5人槽)へ転換するときの最大金額	
		改正前
設置費補助	279,000円	279,000円
加算分	200,000円 (工補補助金+転換加算制度)	300,000円 (宅内排水設備補助)
補助金額合計	479,000円	579,000円

新規

宅内排水設備工事費補助金

町内に住んでいる人で、浄化槽などから下水道に接続するときの工事費用の補助として補助金を交付します。

対象者	・町内に在住し、建築物の所有者または建築物の所有者の同意を得た使用者
対象経費	・専用住宅のくみ取り槽または浄化槽(合併・単独)から下水道に接続するための宅内排水設備工事に要する費用
補助金額	・上限3万円(ただし、申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合は上限5万円)
対象期間	・令和3年度～令和5年度の3年間 ※申請は令和6年1月31日まで

※詳細については、町ホームページをご確認ください→



地方創生の包括連携協定を締結

■ 企画課企画調整係 ☎ (74) 3133

町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社群馬支店(松田謙二郎支店長)は3月2日、町公民館で「地方創生に関する包括連携協定」を締結しました。

この協定は、相互の連携を強化し地方創生の実現に資することを目的としたものです。今後「地域・暮らしの安全・安心」「防災・災害対策」「産業振興・中小企業支援」「観光振興」「農業振興」などの分野で連携・協力を図っていきます。



協定書を交わす松田支店長(左)と茂原町長

善意の紹介

- 聖徳銘醸株式会社(白倉)
アルコール製剤(500ml)を60本寄付されました。



茂原町長にアルコール製剤を手渡す一倉保常務取締役(右)

- 中野正治さん(秋畑)
石臼1セット、石臼目立て用槌などを寄付されました。
- 株式会社H S C(高崎市)
微酸性次亜塩素酸水溶液を10ℓ寄付されました。

善意に深く感謝し、
広く皆さんにお知らせします。

vol.139

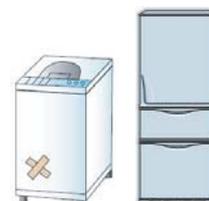
環境保健協会からのお知らせ

家電リサイクル法の対象となる「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「電気洗濯機・衣類乾燥機」は町では収集できません。

- ①家電量販店(買い替えする店、購入した店)に引取りを依頼する。
- ②収集運搬許可業者(田村商事(有) ☎74-5241)へ運搬を依頼する。
- ③自分で指定取引場所へ持ち込む。

上記いずれかの処理方法で適正に処分してください。

詳しくは、町ホームページにてご確認ください。



◆家電リサイクル法対象家電の分解は絶対にしないでください!

対象家電を分解して、町の収集場所に出しても回収することはできません。対象家電の分解は違法行為となるほか、けがなどの恐れがあり、大変危険ですので、絶対にしないでください。

◆違法な不用品回収業者にご注意ください!

家庭ごみの収集・運搬は、町が許可した業者でなければ行うことができません。

違法な回収業者に依頼すると、高額の料金請求や不法投棄につながるおそれがあります。

■ 問い合わせ 住民課環境係 ☎64-8315

年度は評価替えの年です

固定資産税の土地・家屋は3年ごとに評価額の見直しを行っています。評価替えにあたり、固定資産税(土地・家屋)の評価のしくみなどについて紹介します。

評価のしくみ

固定資産税は、国で定めた固定資産評価基準に基づき、その年の1月1日(賦課期日)現在の状況により評価します。

●土地の評価方法

町内を宅地・田・畑・山林などの地目ごとに一定の区域に区分し、その地域ごとに標準地(広さや形状などが標準的な土地)を選定します。

この標準地の価格をもとに土地を評価します。

◎宅地の評価方法

不動産鑑定士による鑑定評価額を基準に標準地の価格を決定します。

①市街地宅地評価法区域

都市計画区域のうち用途地域内は、市街地宅地評価法で評価します。

※市街地宅地評価法

路線価方式といわれるものです。路線価ごとに、その街路に沿接す

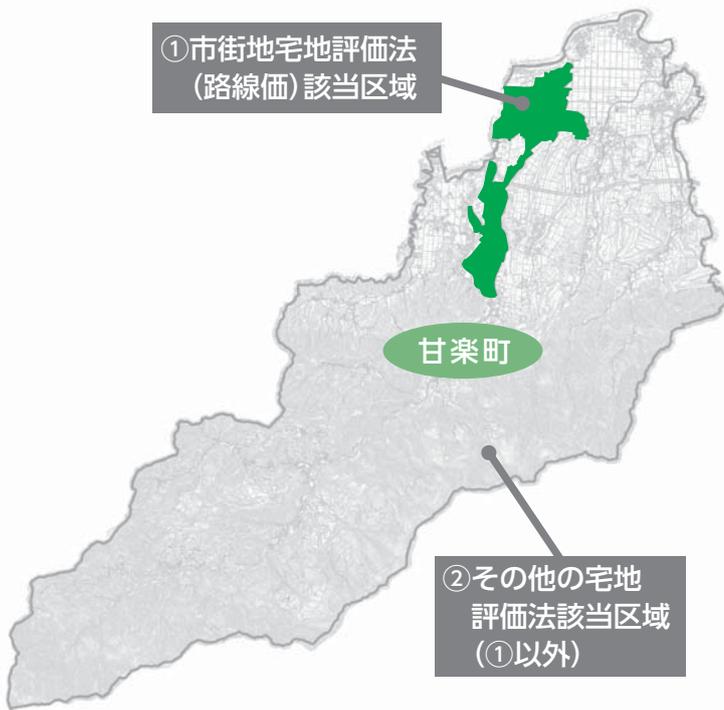
る標準的な宅地の鑑定評価額などをを用いて算出する1㎡当たりの価格を表す路線価を付設します。この路線価に基づいて評価基準に定められている画地計算法を適用し、各筆の評点数を求めて評価する方法です。

②その他の宅地評価法区域

①の区域以外の区域は、その他の宅地評価法で評価します。

※その他の宅地評価法

宅地が沿接する道路の状況、公共施設との距離、家屋の疎密度、宅地の利用状況などがおおむね類似していると思われる地区ごとに区分し、これらの地区ごとに選定した標準的な宅地の鑑定評価額などに基づいて、評価基準に定められている画地計算法を適用し、各筆の評点数を求めて評価する方法です。



3年ごとに評価替え

令和 3

お知らせ

届け出をお忘れなく

家屋を新築、増築などしたとき

登記所（前橋地方法務局富岡支局）へ表示登記などをする事になっていきます。登記していない場合は、所有者確認のため所有者が「家屋新築・増築・改築申出書」を町に提出してください。

家屋を取り壊したとき

登記所へ滅失登記をする事になっています。登記が遅れる場合や登記していない家屋（未登記家屋）を取り壊した場合は「家屋滅失申告書」を町に提出してください。この申告がないと、取り壊した家屋の分の固定資産税が課税されてしまう可能性があります。

登記していない家屋の所有者が変更になったとき

未登記家屋について、相続や売買などがあり所有者が変更になったときは、遺産分割協議書や売買契約書、印鑑登録証明書など、所有権の移転が分かる資料を添付した「未登記家屋異動申立書」を町に提出してください。

各種届出書は町ホームページからダウンロードできます↓



3年間の資産価値の変動を価格に反映させます



●家屋の評価方法

国で定めた固定資産評価基準に基づき、屋根・基礎・外壁・柱・内壁・天井・床などに分けて、各仕上げごとに点数を設け、再建築価格を計算します。この再建築価格に経年減点補正率を乗じたものが評価額となります。



◎農地・山林などの評価方法
売買実例価額などにより標準地の価格を求め、その価格をもとに評価します。

評価額Ⅱ

再建築価格×経年減点補正率

※再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において、その場所に新築すると仮定した場合に必要なとされる建築費です。

※経年減点補正率とは、家屋建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価などを表したものです。

課税のしくみ

固定資産は、評価額をもとに税額が決定します。

税額Ⅱ

課税標準額×税率（1.4%）

※課税標準額とは、税額を算出する基礎となる価格のことです。家屋の場合は、原則として評価額がそのまま課税標準額となります。

みんなで作る介護保険

介護保険のしくみを
知ろう！



介護保険制度は、住民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるよう、また介護が必要になっても安心して生活が送れるように社会全体で支えていくというしくみです。

● 町の介護保険事業計画

町の介護保険事業は、平成12年に制度が始まって以来3年ごとに「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を定め、その計画に基づいて事業を行っています。

今回、高齢者を取り巻く状況の変化や地域の実情を踏まえ、新たに令和3年度から5年度の3年間の計画を策定しましたので、主な概要についてお知らせします。



計画書は町ホームページに掲載しています↓



甘楽町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画

基本理念

安心して いきいきと暮らせる まちづくり
— 共に支えあい みんなでつくる 福祉のまち —

◆計画の基本理念を実現するために次の4つの基本目標を設定します◆

基本目標1 自立支援・介護予防の推進



筋トレ教室

各種検診など高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施することで、自らが積極的に健康づくりに取り組めるよう支援します。

基本目標2 いきいきと暮らせる地域づくりの推進



おたっしや会

いつまでも活動的で生きがいに満ちた社会生活を送れるように、さまざまな社会活動や就労の機会を促進し、地域づくりの担い手として活躍できるよう支援します。

基本目標3 地域の中で自分らしい生活を継続するしくみづくり



コグニサイズ

可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活するために地域包括支援センターを中心として、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを包括的かつ継続的に提供する地域包括ケア体制をより充実させます。

基本目標4 介護保険制度の円滑な運営



家族介護者教室

介護需要の増加や多様なニーズに対応し、家族の介護負担の軽減を図るとともに、高齢者に対する住まいの確保と生活の一体的な支援を目的とした介護サービスの整備を図ります。

介護保険料が変わります

介護保険料は、介護保険事業計画において見直すしくみになっています。みんなで制度を支え合うための大切な財源です。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

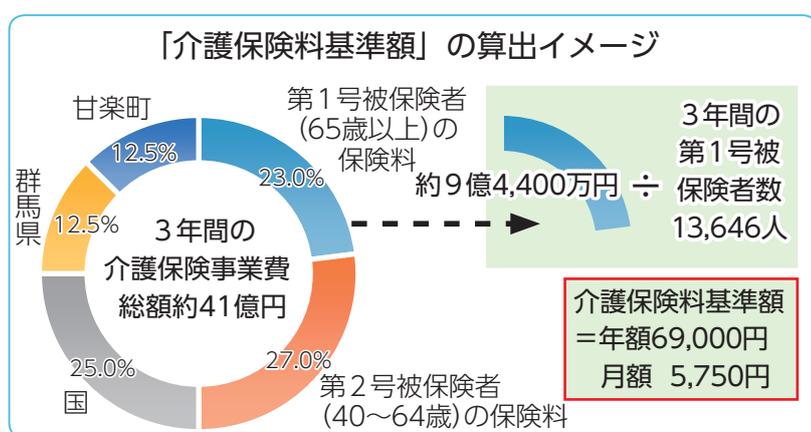
● 事業費総額約41億円へ

高齢者人口の増加や介護サービス利用の見込み量の増加、介護報酬の改定などを踏まえ、第8期計画の3年間に於ける事業費を推計しました。前回7期計画では、約35億円とした事業費を、第8期計画では約41億円と見込んでいます。

● 新しい介護保険料の決定

介護保険料は、介護保険事業費の23%相当分を町の65歳以上第1号被保険者（の人の保険料でまかなうように計算しています。

第1号被保険者の保険料に介護保険事業特別会計の預金である基金を充当することで保険料基準額の抑制に努め、基準額を年額69,000円としました。この基準額を基に所得に応じた段階ごとの保険料を定めています。



● 通知について
個人ごとに算定された今年度の保険料については7月中に発送する予定です。

なお、第1から第3段階の人に
ついては、保険料の一部を国・
県・町が負担する軽減措置を実施
します。

令和3年度～令和5年度の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料(年額)	
第1段階	生活保護を受けている人、本人および世帯全員が町民税非課税で、本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	0.3	20,700	
第2段階	本人が町民税非課税 世帯全員が町民税非課税	本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	0.5	34,500
第3段階		本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円を超える人	0.7	48,300
第4段階	本人が町民税非課税 世帯に町民税課税者がいる	本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の人	0.9	62,100
第5段階		本人の「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円を超える人	1.0	(基準額) 69,000
第6段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	82,800
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	89,700
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	103,500
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上の人	1.7	117,300

※前年の所得をもとに算定します。

また、年度途中でも所得の更正などにより、保険料が増減することがあります。



ハイ！こちら消費生活センターです

vol.83

2022(令和4)年4月から 成年年齢が18歳になります

民法改正により2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。例えば、高校3年生の人も2022年4月1日以降は、18歳の誕生日を迎えればその日から成人になります。

現在未成年の人たちは、いつ成人となる？

現在、未成年の人は、生年月日によって次のように新成人になります。

生年月日	新成人となる日
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
2002年4月2日～ 2004年4月1日生まれ	2022年4月1日
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日

成年になると何が変わる？

2022年4月1日からは18歳(成年)以上であれば、親の同意がなくても契約ができるようになります。

一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙などに関する年齢制限はこれまでと変わらず20歳です。

18歳(成年)以上であればできること

- ・携帯電話を契約する
- ・一人暮らしのアパートを借りる
- ・クレジットカードをつくる
- ・ローンを組む
- ・結婚可能年齢は男女ともに18歳になる
- ・10年有効のパスポートを取得する
- ・公認会計士や司法書士、行政書士などの資格を取る など



これまでと変わらないこと (20歳にならないとできないこと)

- ・飲酒をする
- ・喫煙をする
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う
- ・養子を迎える
- ・大型・中型自動車運転免許を取得する など



成年年齢引き下げにより懸念される 消費者トラブル

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。成年年齢が引き下げられると、18歳から「未成年者取消権」は行使できなくなります。

契約にはさまざまなルールがあり、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

また、契約に関する知識や社会経験の少ない若者を狙う悪質な業者もいます。

(参考：政府広報オンライン「18歳から“大人”に！成年年齢引き下げで変わること、変わらないこと。」)

消費者トラブルに遭わないために

- 日頃から契約に関する知識やルールを身に付けておく
 - 契約する前に、契約の内容や条件を納得できるまで確認する
 - 「簡単にもうかる」「今だけ特別」など、メリットばかりを強調したり、急がせたりする勧誘には注意する
- おかしいなと思ったら、心配なことがある場合は、まず家族や消費生活センターなどにご相談ください。



…甘楽町消費生活センター…

相談専用
電話・FAX

あなたの相談に **みみ** を **む** けます

74-3306

月～金曜日 午前9時～午後5時

休日は全国共通の消費者ホットライン ☎188へ

令和4年度以降の成人の記念式典のお知らせ

■ 社会教育課社会教育係 ☎64-8325

2022（令和4）年4月から
の成年年齢引き下げに伴い、町では、成人の記念式典について、町民アンケートや関係団体の意見聴取などを行い、検討を進めてきました。

その結果、成年年齢引き下げ後の成人の記念式典は、「現行どおり20歳（開催年度に20歳を迎える人）を対象とし、1月中旬」に挙行することとしましたのでお知らせします。

● 現行どおり20歳を対象とする理由

- ・アンケートにより「現行どおり20歳を対象」とした意見が最も多かったため
- ・18歳を対象とした場合、受験や就職活動と重なり本人や家族への多大なる負担が生じるため

● アンケート結果

甘楽町在住の337人（平成14年4月から平成17年4月生まれの人）を対象にアンケートを実施した結果、回答者206人のうち76%の人が20歳を対象に開催することを希望しています。



福島駅の観光案内板をリニューアル！

■ 産業課商工観光係 ☎64-8320

上州福島駅の甘楽町観光案内板が高崎商科大学と同短期大学部の学生の協力により新しくなりました。リニューアルにあたっては、町内を何度も訪れ、学生ならではの視点で町の魅力を調査しました。できあがった案内板は3月18日に学生たちの手で福島駅舎内に設置されました。

案内板を作成した学生たち



国民年金からのお知らせ

■ 住民課住民係 ☎64-8314

「ご存知ですか」学生納付特例制度

～ 学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます ～

20歳以上の学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例申請」があります。

初めて申請する人や学校などに変更のある人は下記のことを準備して手続きしてください。

令和2年度に承認されている人は、日本年金機構から4月上旬にはがき形式の申請書が届きます。必要事項を記入のうえ、返送してください。

また、猶予を受けた期間は年金額には反映されません。10年以内であれば後から保険料を納めること（追納）ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には加算額が上乘せされます。

■ 問い合わせ

高崎年金事務所

☎027(322)4299

対象者	・学生納付特例対象校（※左参照）に在学している人 ・本人の前年所得が128万円+（扶養親族の人数×38万円）以下の人、または失業などの理由がある人
承認期間	令和3年4月～令和4年3月までの1年間 （過去の保険料は申請日から2年1カ月前までさかのぼって申請可）
手続きに必要なもの	・年金手帳または個人番号のわかるもの ・学生証の写または在学証明書（在学期間のわかるもの） ・失業などの確認ができるもの（失業などの理由の場合）

※学生納付特例対象校の確認はこちらから↓





オラ ニカラグア
Hola! Nicaragua

学校給食で

ニカラグア料理が提供されました

2月20日の「ニカラグア日本友好の日」を記念して、2月17日の学校給食でニカラグア料理が提供されました。

■ 問い合わせ 企画課企画調整係 ☎74-3133



🍴 当日のニカラグアメニュー 🍴

- (主 食) ガジョピント
…パラパラ食感のお赤飯のような豆ごはん
- (おかず) カルネアサーダ・チレ
…カリッと焼いた鶏肉に、ピリ辛のソースがアクセント！
- ソパ・デ・ポジョ
…たくさんの野菜と優しい味がおいしいスープ

＼給食を食べた皆さんの声（一部）／

「ガジョピントはもうおなじみ」

「カルネアサーダがおいしい」

ガジョピント

カルネアサーダ・チレ



ソパ・デ・ポジョ

ニカラグアへ贈る古靴回収プロジェクト

ニカラグアでは、経済的な理由により新品の衣類や靴を購入できない人がいます。

そこで、ホストタウンとしてニカラグアの皆さんを応援するため、古靴を回収し現地へ寄贈するプロジェクトが始動しました。特に、子ども用の靴が望まれていることから、今回は幼稚園と小中学校で子ども用の古靴を回収することになりました。



回収した靴は、駐日ニカラグア大使館と協議のうえ、ニカラグアの皆さんへお届けする予定です。各園・学校へ通う皆様のご協力をお願いします。

思い出を胸に旅立つ 甘楽中卒業式

甘楽中学校の卒業式が3月12日、同校体育館で行われました。新型コロナウイルス感染症対策のため、保護者と卒業生、職員のみが参列し、在校生は教室などでリモート参加しました。卒業生

116人は厳粛な雰囲気の中で立派な態度で式に臨み、3年間の思い出を胸に学びやを後にしました。



← ↑ 飯塚真琴校長が生徒一人ひとりに卒業証書を授与

9 年間皆勤おめでとう！

甘楽中学校の卒業生のうち、小学校・中学校9年間の皆勤者は6人でした。皆勤を成し遂げた生徒は次のとおりです。

- 小金澤蒼天さん ● 遠橋煌生さん
- 中野陽大さん ● 中野穂香さん
- 吉田萌亜さん ● 篠原歩花さん

9年間で振り返り「楽しく過ごせた」と話す6人に皆勤の秘訣を聞くと、「毎日朝ごはんをしっかり食べてきたこと」と声をそろえて教えてくれました。

また、中学校3年間の皆勤者は52人でした。



前列左から 篠原さん、中野穂さん、吉田さん、
後列左から 中野陽さん、遠橋さん、小金澤さん

今できることを全力で 生き方講演会



じゃんけんで花岡さんと交流(ランチルームにて)

甘楽中学校では3月10日、1年生109人を対象にした生き方講演会「なりたい自分になるために～残されたものを最大限に生かせ～」がリモート開催されました。元パラリンピック車いすマラソン代表の花岡伸和さん（日本パラ陸上競技連盟副理事長）を講師に迎え、パラスポーツのあゆみや花岡さんの人生、パラリンピック大会出場経験などを話していただきました。「なりたい自分になるために、今できることを全力で！」という花岡さんのメッセージに生徒たちは勇気と元気をもらいました。

豊かな感性を詩に表現 童謡作詩コンクール

第31回甘楽町ふるさとコンサート「童謡作詩コンクール」の入賞作品が決定し、表彰式が2月28日に町公民館で行われました。(右写真)

郷土愛と感性豊かな子どもたちの育成を目的とした同コンクールには、町内の小中学生から普段の生活の中で感じていることや思いが素直につづられた598点の応募があり、14点が入賞(入選4点・佳作10点)しました。

毎年実施しているコンサートは新型コロナウイルス感染症の影響により開催できませんでしたが、入選作品は音楽団体により作曲され、次のコンサートで発表されます。



受賞作品は
こちらから→



明るい家庭づくりに向けて ～かんら家庭の日推進大会～

第14回かんら家庭の日推進大会が3月7日、ら・ら・かんらで開催され、「家庭の日」「少年の日」標語・作文コンクールの表彰式(右写真)と講演会が行われました。

コンクールは、町内の小中学生を対象に家庭の大切さや家庭の役割の素晴らしさ、青少年の健全育成を題材とした標語や作文などを募集したもので、温かい家族との触れ合いを感じさせる255点の応募の中から26点が入賞しました。



受賞作品は
こちらから→



登録1万人達成！町図書館

平成14年7月に開館した町図書館は2月21日、貸出カードの新規登録1万人を達成しました。

1万人の節目に貸出カードを登録したのは田村真理さん(富岡市)。田村さんはこの日、お子さんと絵本を借りるために来館しました。

茂木伸二館長から記念の賞状が手渡されると、田村さんは「甘楽町図書館はとても使いやすいと、以前から聞いていました。自分がちょうど1万人目だとお聞きして、今日、本を借りに来て本当に良かったと思いました。これからも図書館を利用させていただきます」と話されました。



交通安全推進に尽力 高田さん

交通指導員として5年以上にわたり継続して活動されている高田 実さん(小川)に2月3日、群馬県知事から感謝状が贈られました。

町では、現在10人の交通指導員(伊藤雄一隊長)が災害発生時や各種イベントなどの際に、交通秩序の保持と交通事故防止のために交通整理を行っています。また、交通安全運動期間などには、街頭に立って住民の皆さんの安全を守るために活躍されています。



岩ツツジで景勝地に 那須の里

浅香さん(右)と田村さん



秋畑那須地区を流れる一級河川雄川のほとりの崖上に、岩ツツジの木が植えられました。

これは、同地区の浅香征夫さんと田村正美さんが地元の自然豊かな景観をより楽しめるようにと自分の畑で長年かけて育て上げた貴重なツツジを移植したものです。

浅香さんは「地域おこしになるといいと思って植えました。花が咲いて多くの人が見てくれたらうれしい」と話してくれました。

ちいじがき蕎麦の館・那須庵から望むことができるツツジは、4月初旬に花が咲き始める予定です。那須にお越しの際はぜひご覧ください。

ぐんまちゃんと楽しく学ぶ 福島幼稚園

ぐんまちゃんとぐんまちゃんキャラバン隊が幼稚園などを訪問する「ぐんまちゃんとお友達になろう!」が3月3日、福島幼稚園で行われました。

全園児33人がぐんまちゃんと一緒に踊りをしたり、群馬県の歴史や自然を学ぶクイズなどを楽しみました。園児たちは、元気いっぱい楽しい時間を過ごし、手洗いや人と人との距離の確保など、新しい生活様式の約束もしました。



「つる舞う形の群馬県!」の掛け声に合わせて鶴のポーズをする園児たち



今知りたい！介護保険 認知症に対する取り組み①

健康課介護保険係 ☎(67)5182

認知症施策の大綱とは

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける「共生」と「予防」を両輪とする「認知症施策推進大綱」を令和元年6月に公表しました。当時、新聞やテレビで取り上げられたので記憶にある人もいるでしょう。今年度から始まる町の第8期介護保険事業計画(関連記事は16ページ)においても大綱の取り組みを指す指標としています。

「共生」とは

認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症がある人もそうでない人も同じ社会でともに生きるという意味です。重症化を予防しつつ、家族や地域の理解と協力で前向きに今ある力をいかして、暮らし続けることができる社会を目指します。

「予防」とは

「予防」とは「認知症にならない」ではなく、「発症を遅らせる」「進行を緩やかにする」という意味です。生活習慣病の予防、適度な運動、社会参加による孤立の解消や地域で役割や生きがいを持つことなどにより認知症の発症を遅らせることができます。これらを踏まえ、予防に関する知識の普及や正しい知識と理解に基づいた

認知症の心構えに関する活動に重点を置いています。

また、国においては認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防・診断・治療などの研究開発を推進しています。

大綱については、厚生労働省のホームページに本文、概要版で掲載されています。

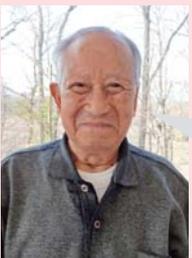


来月から3回連続で町の認知症に対する取り組みを紹介します。

健康長寿を目指す キラッとかならん人

今月から介護予防に取り組んでいる人を「キラッとかならん人」として紹介します。

週1回、元気アップ塾「コグニサイズ」に参加し、体操と散歩を日課にされています。月1回のかかりつけ医の受診も健康維持の秘訣です。



堀口正二 さん(小幡・88歳)

ここにこ甘楽は運動もでき、人と話ができるので毎週楽しみに通っています。



連載 No.130

きらきら☆かならん 駐在所だより

少年の非行防止

春は生活環境の変化から気持ち不安定になり、少年が非行に走りやすい時期です。近年、少年犯罪は減少傾向にあるものの、薬物事犯や特殊詐欺など悪質な犯罪に増加するケースが増えていきます。



福島駐在所 木嶋 徹さん

幻覚や記憶障害、学習能力の低下などを引き起こします。

② 特殊詐欺

令和元年中に特殊詐欺で検挙された少年の割合は、全体の21・6%（5人に1人）です。その多くが「受け子」と呼ばれる現金などの受け取り役です。遊興費

① 大麻事犯

大麻事犯で検挙される少年は年々増えており、令和元年は過去最多となっています。検挙された少年に行った調査では、大麻に対する危険性の認識は覚醒剤に比べて低いとの結果が出ています。ネット上には、大麻の有害性・依存性を否定するような情報が流れています

甘楽町から非行少年を生まなため、地域全体で見守り、積極的に声掛けをしていきましょう。

大麻には強い依存性があり、





甘楽町図書館

開館 午前9時～午後7時
☎70-4660
✉rarakanra@town.kanra.lg.jp

▶お知らせ

【4月の休館日】

5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)

▶2021年・第63回「こどもの読書週間」

標語 「いっしょに よもう、いっぱい よもう」

期間 4月23日(金)～5月12日(水)

▶甘楽郡小学校読書感想画・最優秀作品

下学年指定読書の部



昆 歩輝さん
(福島小1年)

題名「もしもきょうりゅうと
ドライブしたら？」
書名「もしも恐竜とくらしたら」

下学年自由読書の部



中島那由多さん
(新屋小1年)

題名「きょだいなカマキリ」
書名「きょだいなきょだいな」

NEW▶▶ 図書館に新しく入った本



No image

伝えなければいけないこと。
震災三部作完結編

それでも、陽は昇る
真山仁著
祥伝社



No image

平成の日本を活写する
お茶の間物語

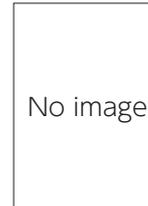
睦家四姉妹図
藤谷治著
筑摩書房



No image

初心者でも簡単にできる
お菓子を紹介しています

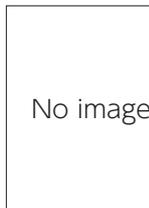
ホットケーキミックス
で愛されお菓子
荻田尚子著
学研プラス



No image

12年に及ぶ大修理が終わり、
各分野の専門家からの報告です

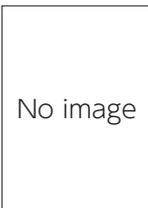
よみがえる白鳳の美
国宝薬師寺東塔解体大権堂記録
加藤朝胤ほか著
朝日新聞出版



No image

今、大切な人に伝える
やさしい気持ちの絵本

会いたくて会いたくて
室井滋作・長谷川義史
絵／小学館



No image

なんでかな、ふか～く
考えてみよう

NHK Eテレ
「Q」こどものための哲学
なんではだかはずかしいの？
古沢良太原作／ほるぷ出版

世帯・人口



世帯	5,080 (+9)
人口	12,933 (±0)
男	6,421 (△2)
女	6,512 (+2)
転入	34
転出	17
出生	4
死亡	21

2月28日現在
(前月末比)

募集開始!

甘楽町

インスタフォトコン2021



#かんらフォトコン2021

募集期間

4月1日(木)～令和4年1月31日(月)

募集テーマ

四季折々の自然風景や観光スポットなど、甘楽町の魅力を伝える素材であれば、どんなテーマでも構いません。町の観光PRに活用でき、パンフレットやポスターなどに利用できる作品を募集します。

表彰内容

最優秀賞……1作品 (賞品)
優秀賞……7作品 (賞品)



Instagram
公式アプリを
ダウンロード

自分の公開
アカウント
を作成

(公式)甘楽町
@kanra_kankou
をフォロー

写真にハッシュタグ
「#かんらフォトコン2021」
を付けて投稿



詳しくは
こちら→



問い合わせ

産業課フォトコンテスト係 (商工観光係)
☎64-8320



おしらせ

紙おむつを支給します

在宅で介護している人の負担を軽減するため、紙おむつを支給します。

対象者

- ①町内に住所を有する65歳以上の寝たきり老人または認知症高齢者で、常時おむつを必要とする人
- ②町内に住所を有する身体または精神に相当程度の障がいのある心身障害児(者)で、常時おむつを必要とする人

※希望者は、4月16日(金)までに福祉係に申請してください。昨年度申請者には、町より継続の申請書を送付します。

※老人保健施設、グループホームまたは病院に入所・入院中の人は支給対象になりません。

支給内容

紙おむつ、尿取りパッド

支給回数

年4回(5月・8月・11月・2月)

問い合わせ

にこにこ甘楽 健康課福祉係
(67) 5 1 6 2

福祉タクシー券を
交付します

心身に障がいのある人の移動時の負担を軽減し、行動範囲の拡大と社会参加の機会を増やすため、初乗り運賃分を補助する福祉タクシー券を交付します。

対象者

- 町内に住所があり、身体障害者手帳1級・2級または療育手帳Aの認定を受けている人で、現在、自動車税または軽自動車税(種別割)の減免を受けていない人

利用の範囲と交付枚数

町と協定を結んでいる業者のタクシーで、年間24枚を交付します。
※年度途中に申請した場合は、当該月数に応じた枚数とします。
※自動車税の減免を受けた場合は、タクシー券を返却していただきます。

申請方法

身体障害者手帳または療育手帳と印章を持参のうえ「にこにこ甘楽」で申請をしてください。
※期限切れの券をお持ちの人は返却してください。

申し込み・問い合わせ

にこにこ甘楽 健康課福祉係
(67) 5 1 6 2

「花の種銀行」
春の貸し出しを開始

「花の種銀行」から種を借りて、花を育ててみませんか。
収穫できた種は返却する制度ですが、この銀行は花いっぱい地域づくりを第一の目的にしていますので、種の採取ができなかった場合には返却しなくても構いません。

春の貸し出しでは、夏の暑い日差しに負けない鮮やかな色の花の種を用意しましたので、たくさん花を咲かせてください。

種を蒔く場所は甘楽町内に限り、家族、子ども会や会社などでお申し込みください。

配布期間

4月8日(木)～5月31日(月)

種類

ヘチマ・ナス・タチウム・アサガオ・ガザニアなど

対象

町内在住の個人・家族、学校、子ども会、地域グループ、事業所など

申し込み・問い合わせ

企画課企画調整係
(74) 3 1 3 3



甘楽町新型コロナウイルス緊急経済対策資金の対象期間を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少により経営に支障をきたしている中小企業者・小規模事業者への資金繰り支援として、利子補給および保証料補助を実施しています。この甘楽町小口金融融資『新型コロナウイルス緊急経済対策資金』について、対象期間を令和3年9月30日(木)まで延長します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

※小口金融融資のお申し込みについては金融機関へお問い合わせください。

問い合わせ 産業課商工観光係 ☎ 64-8320



甘楽町役場 ☎ 74 - 3131 (代) FAX 74 - 5813
 にこにこ甘楽 ☎ 67 - 7655 (代) FAX 67 - 7066

**水道メータボックス内
保温材撤去のお願い**

凍結防止のためにメータボックス内に入れた発泡スチロールや布などの保温材は、暖かくなってきましたので撤去をお願いします。入れたままにしておくと、検針の支障になります。

また、検針がスムーズに行えるよう、メータ器の上に物を置かないでください。

ご理解・ご協力をお願いします。
 水道課業務係 ☎ (64) 8316

試験

**危険物取扱者試験および
準備講習会**

◎危険物取扱者試験(第1回)

日程・会場

- ① 6月13日(日) 前橋市「ヤマダグリーンドーム前橋」
- ② 6月20日(日) 高崎市「Gメッセ群馬」
- ③ 6月27日(日) 太田市「関東学園大学」

※試験時間は試験種類により異なります。

【書面申請】
 受付期間 4月23日(金)～5月10日(月)

【当日消印有効】
 受付場所 一般財団法人消防試験研究センター 群馬県支部
 〒371-0854
 前橋市大渡町1-10-7
 群馬県公社総合ビル5階
 ☎ 027-280-6123

(平日・午前9時～午後5時)
【電子申請】(インターネットから)
 受付期間 4月20日(火)～5月7日(金)
 ※詳しくは消防試験研究センターホームページでご確認ください。



◎準備講習会

日時 5月19日(水)

午前9時30分～午後4時30分

会場 広域消防本部3階会議室

受付期間・時間 4月23日(金)～5月10日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

受付場所

広域消防本部または下仁田消防署
受講料(テキスト・例題集代を含む)
 1万2500円

問い合わせ

広域消防本部 予防課危険物係
 ☎ (62) 4306

**令和3年度富岡地域医療
企業団職員採用試験**

勤務先 公立富岡総合病院または
 公立七日市病院

採用職種および採用予定人数

看護職員(看護師・保健師・助産師) 20名程度

採用予定日 令和4年4月1日

受験資格 該当職種免許を有する
 人または採用予定日までに取得見込みの人

申込期間

4月12日(月)～5月21日(金)【必着】
試験日 6月5日(土)

試験方法 適性検査・小論文試験・面接試験

申込用紙の請求 公立富岡総合病院総務課で配布しています。(郵送も可能)ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくはホームページをご覧ください。
 たくさんのお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

公立富岡総合病院
 総務課職員係
 〒370-2393
 富岡市富岡2073-1
 ☎ (63) 2111(内線2217)



講座・講習

高崎産業技術専門学校
 スキルアップセミナー

◎簿記入門

日程 5月12日(水)、5月19日(水)
時間 午前9時～午後4時30分

内容 簿記の基礎を習得

受講料 9600円

定員 10人(先着順)

申込期限 4月21日(水)

会場・申し込み・問い合わせ
 県立高崎産業技術専門学校
 ☎ 027-320-2221



**富岡ジュニアテニス
アカデミー開校(硬式)**

日時 毎週土曜日(5月1日(土)～)
 午後1時～2時30分

場所 富岡市桐淵公園テニスコート

対象者 甘楽郡・富岡市の小中学生、保護者

月会費(保険含む)

小中学生2000円、ファミリー(保護者と2人)3000円

その他 ラケットは貸し出します

申し込み・問い合わせ 富岡市テニス協会 今井(午後7時～9時)

☎ 090-5589-4769

みんなの想いを作品に

にこにこキッズかんら～布アート～

■ 子育て支援センター ☎67-5190

子育て支援センター「にこにこキッズかんら」では、4月から開催される布アート展に出展するため、親子38組が3月8・9日に作品製作に取り組みました。2枚の白い布に絵の具やペンで絵を描き、世界に一つだけの作品が仕上がりました。完成作品は下記に展示されます。



仲良く寄せ書き



「元気を描こう」

「のびのびお絵かき。
あつまれ！布アート展」
場所 観音山ファミリーパーク 自然の森
(高崎市寺尾町1064-30)
期間 4月1日(木)～5月31日(月)



手足を使って花びらを表現



「みんなで桜を咲かせよう」

広告



広報かんら

■編集・発行
〒370-2292
ホームページ

甘楽町(総務課行政係 ☎ 74-3132) メールアドレス gyousei@town.kanra.lg.jp
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1 ☎ 0274-74-3131(代) FAX 0274-74-5813(代)
<https://www.town.kanra.lg.jp/> ■印刷 朝日印刷工業株式会社